

厚生労働省告示第二百三三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛の腎臓、牛の食用部分及び乳に残留するセファレキシンの量の限度、その他の野菜、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するゾキサミドの量の限度、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するトリフルスルフロンメチルの量の限度並びにみかん、その他のスパイス及びその他のハーブに残留するメチオカルブの量の限度については、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例による。

平成二十三年六月二十八日

厚生労働大臣 細川 律夫

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のインダノファンの項を次のように改める。

インダノファン	
米	0.05ppm
小麦	0.05ppm
大麦	0.05ppm
油介類	0.04ppm

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表のエプリノメクチンの項の次に次のように

加える。

エフロトマイシン	豚の筋肉	0.03ppm
	豚の脂肪	0.03ppm
	豚の肝臓	0.03ppm
	豚の腎臓	0.03ppm
	豚の食用部分	0.03ppm

薬→食品の部 A 食品 | 般の成分規格の項の 〇 Ⅲ 〇 (〇) の表のセトキハシ△の項の次に次のものに加える。

る。

セファレキシン	牛の筋肉	0.06ppm
	牛の脂肪	0.06ppm
	牛の肝臓	0.06ppm
	牛の腎臓	0.06ppm
	牛の食用部分	0.06ppm
	乳	0.01ppm

薬→食品の部 A 食品 | 般の成分規格の項の 〇 Ⅲ 〇 (〇) の表のセリノールの項の次に次のものに加える。

ゾキサミド	ばれいしよ	0.06ppm
-------	-------	---------

	トマト	2 ppm
	ピーマン	0.3ppm
	きゅうり	1 ppm
	かぼちや	1 ppm
	しろうり	1 ppm
	すいか	1 ppm
	メロン類果実	1 ppm
	まくわうり	1 ppm
	その他のうり科野菜	1 ppm
	ぶどう	5 ppm
	干しぶどう	15ppm

※上記の値は、食品中の農薬の残留量を評価するための値であり、実際の残留量は、検査結果に基づいて決定される。

トリフルスルフロメチル	てんさい	0.05ppm
	その他のきく科野菜	0.05ppm
	その他の野菜	0.05ppm

第一食品の部 A 食品一般の成分規格の項 6 の目 5 (1) の表のメモオカシアの項中

えんどう
 そら豆
 らつかせい
 その他の豆類

0.05ppm	を	えんどう
0.05ppm		そら豆
0.05ppm		らつかせい
0.05ppm		その他の豆類

0.1ppm	に	たまねぎ	0.05ppm
0.05ppm			
0.05ppm		ねぎ	
0.1ppm			

たまねぎ	0.5ppm
------	--------

を | ねぎ | 0.5ppm | 』 | ピーマン

| 0.05ppm | 』 | ピーマン

| 2 ppm | 』 | 未成熟えんどう | 0.05ppm | 』

| 未成熟えんどう | 0.1ppm | 』 | その他の野菜

| 0.05ppm | 』 | その他の野菜

0.1ppm | 』 | もも | 3.0ppm | 』

| もも | 3 ppm | 』 | いちご

| 0.05ppm | 』 | いちご | 1

ppm		「		その他の果実		0.05ppm		を		「
		」						」		」

その他の果実		0.05ppm		に改める。
ひまわりの種子		0.05ppm		

第1食品の部A食品一般の成分規格の項6の目の(1)の表の備考に次のように加える。

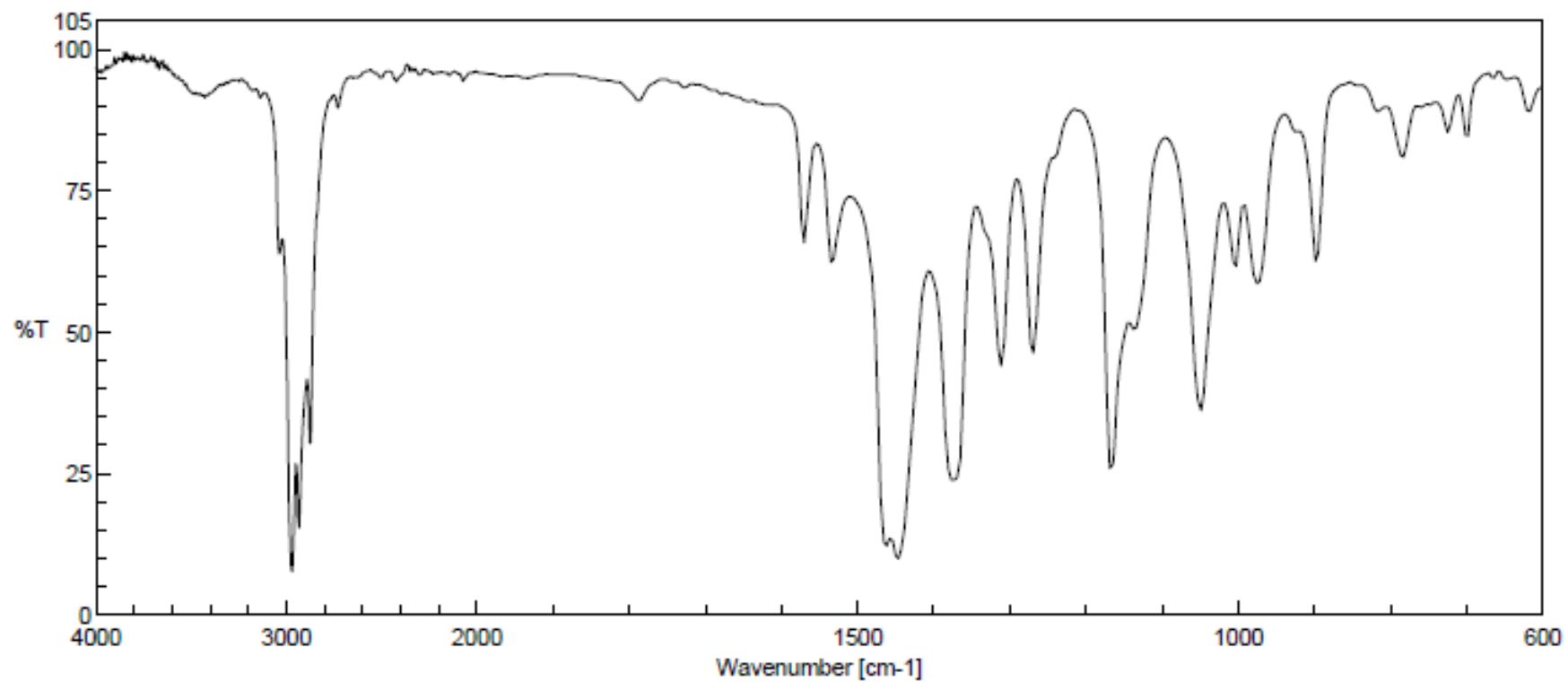
21 「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。

第1食品の部A食品一般の成分規格の項7の目の(1)の表のヘフロトマイシンの項、セフアルギシンの項、ソキサミドの項、トリフルスルフロンメチルの項及びメチオカルブの項を削る。

第2添加物の部C試薬・試液等の項11参照赤外吸収スペクトルのサリチル酸メチルの目の次に次の
 1目を加える。



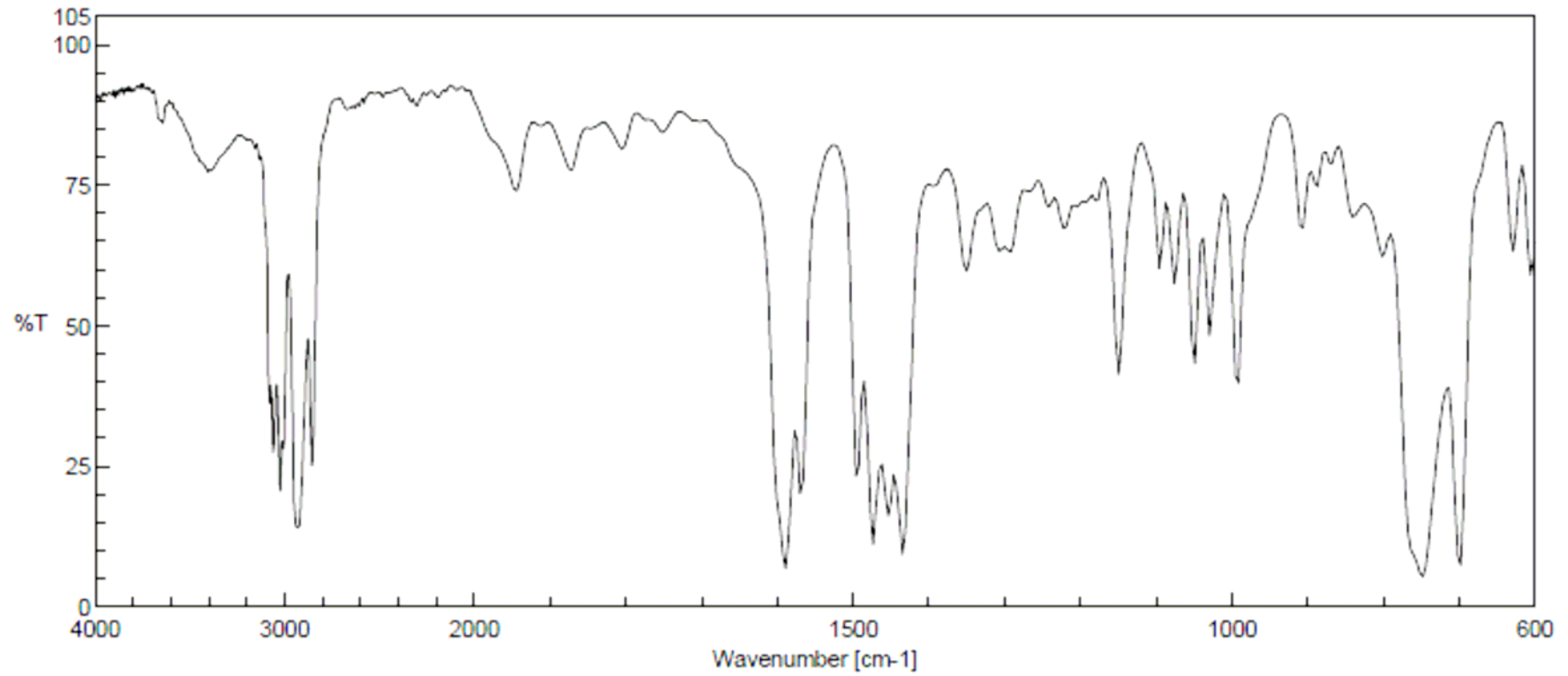
2,3-ジエチル-5-メチルピラジン



第2添加物の部C試薬・試液等の項11参照赤外吸収スペクトルのアエニル酢酸エチルの目の次に次の一目を加える。



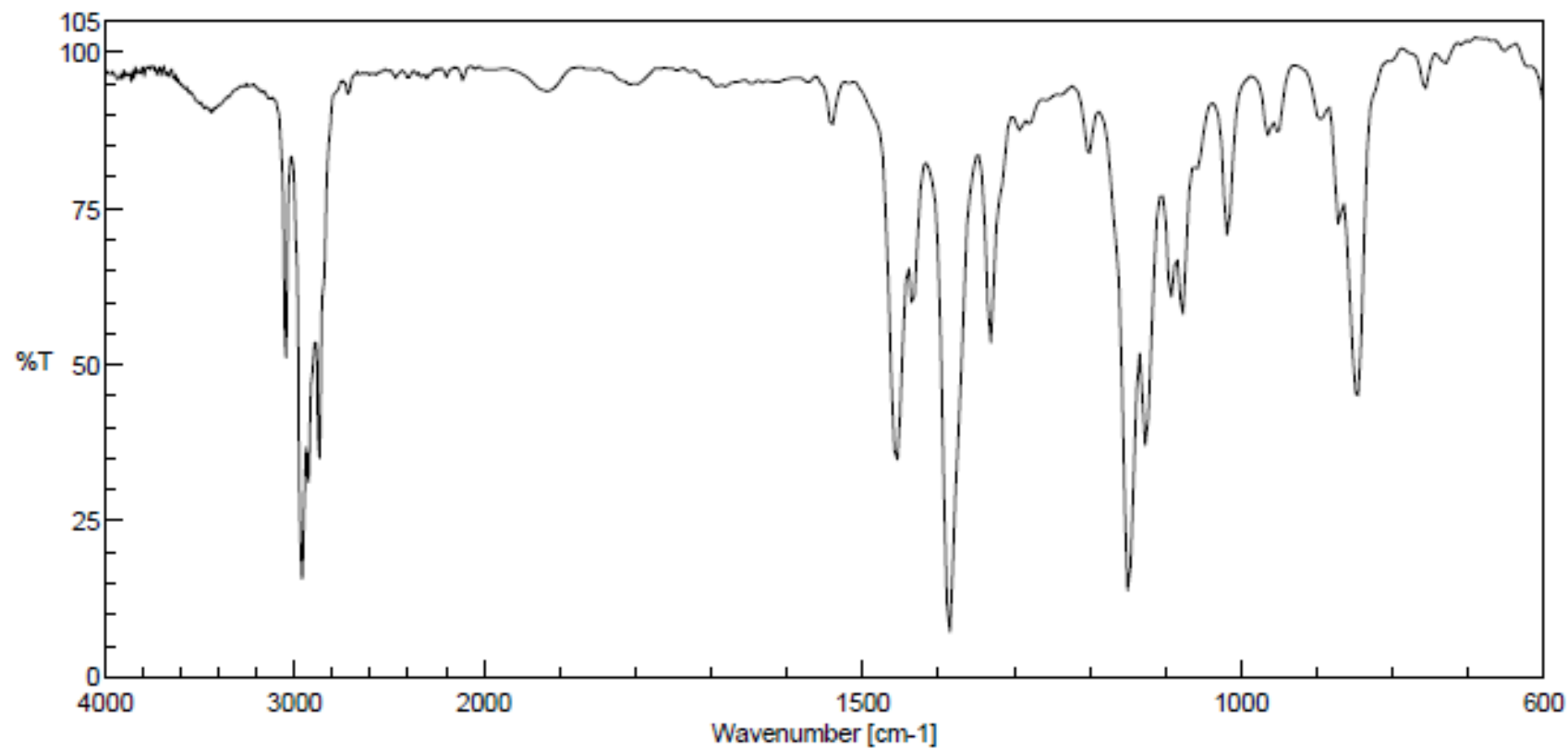
2-(3-フェニルプロピル)ピリジン



第2 添加物の部C 試薬・試液等の項11 参照赤外吸収スペクトルの6 - メチルキノリンの目の次に次の一目を加える。



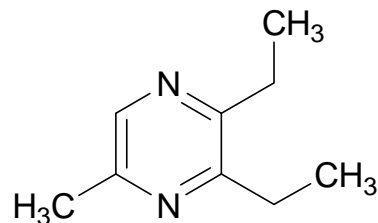
5-メチル-6,7-ジヒドロ-5H-シクロペンタピラジン



第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項次亜硫酸ナトリウムの目の次に次の1目を加える。

2,3-ジエチル-5-メチルピラジン

2,3 - Diethyl - 5 - methylpyrazine



$C_9H_{14}N_2$

分子量 150.22

2,3 - Diethyl - 5 - methylpyrazine [18138-04-0]

含 量 本品は、2,3 - ジエチル - 5 - メチルピラジン ($C_9H_{14}N_2$) 98.0%以上を含む。

性 状 本品は、無～淡黄色の透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.493 \sim 1.505$

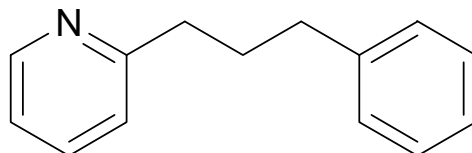
(2) 比重 $d_{25}^{25} = 0.938 \sim 0.957$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。

第2添加物の部口成分規格・保存基準名条の項のH11ニ酢酸HチニのH6次に次のIニを加える。

2 - (3 - フェニルプロピル) ピリジン

2 - (3 - Phenylpropyl) pyridine



$C_{14}H_{15}N$

分子量 197.28

2 - (3 - Phenylpropyl) pyridine [2110 - 18 - 1]

含 量 本品は，2 - (3 - フェニルプロピル) ピリジン ($C_{14}H_{15}N$) 97.0%以上を含む。

性 状 本品は，無色透明な液体で，特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し，本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき，同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.558 \sim 1.563$

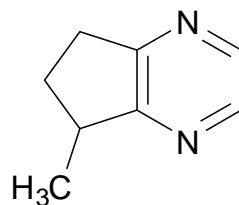
(2) 比重 $d_{25}^{25} = 1.012 \sim 1.020$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。ただし，カラム温度は，180 から毎分5 で昇温し，230 に到達後，30分間保持する。

無色透明の液体で、特有のにおいがある。 - 2010年10月1日現在

5 - メチル - 6 , 7 - ジヒドロ - 5 H - シクロペンタピラジン

5 - Methyl - 6 , 7 - dihydro - 5 H - cyclopentapyrazine



$C_8H_{10}N_2$

分子量 134.18

5 - Methyl - 6 , 7 - dihydro - 5 H - cyclopenta[*b*]pyrazine [23747 - 48 - 0]

含 量 本品は、5 - メチル - 6 , 7 - ジヒドロ - 5 H - シクロペンタピラジン ($C_8H_{10}N_2$) 97.0%
以上を含む。

性 状 本品は、淡黄～褐色の透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験 (1) 屈折率 $n_D^{20} = 1.525 \sim 1.535$

(2) 比重 $d_{25}^{25} = 1.048 \sim 1.059$

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条件(1)により定量する。

第2添加物の部F使用基準の項次亜硫酸ナトリウムの目の次に次の一目を加える。

2, 3 - ジエチル - 5 - メチルピラジン

2, 3 - ジエチル - 5 - メチルピラジンは、着香の目的以外に使用してはならない。

第2添加物の部F使用基準の項フェニル酢酸エチルの目の次に次の一目を加える。

2 - (3 - フェニルプロピル)ピリジン

2 - (3 - フェニルプロピル)ピリジンは、着香の目的以外に使用してはならない。

第2添加物の部F使用基準の項6 - メチルキノリンの目の次に次の一目を加える。

5 - メチル - 6, 7 - ジヒドロ - 5H - シクロペンタピラジン

5 - メチル - 6, 7 - ジヒドロ - 5H - シクロペンタピラジンは、着香の目的以外に使用してはな

らない。